

戦国末期における中間狼藉法の認識——山城国清水寺山相論の検討を通じて

米田 豪

はじめに

中世裁判において、訴訟当事者側の問題によって訴訟手続に支障をきたす事態は、幾度となく発生していた。このような訴訟手続上の問題の一つに、史料上において「中間狼藉」と記される事象がある。鎌倉後期以降、室町・戦国期を通じて「中間狼藉」が引き起こされ、そのたびに狼藉者を敗訴とする裁決が出されることとなった^①。

戦国期に大名らによって定められた分国法の中には、六角氏の六角氏式目や阿波三好氏の新加制式のように、中間狼藉を規制する法令（以降、中間狼藉法）が含まれている^②。しかしながら、法令を導入した背景、およびその意義についてはこれまで検討されておらず、中間狼藉法に対する評価がなされていない現状にある。

分国法における中間狼藉法の意義を明らかにする上で、幕府における運用形態との比較検討が、研究方法の一つとして挙げられる。これは、幕府法との差異から、分国法の規定の特質が明らかになるためである。一方で、幕府における運用形態を明らかにするうえで、戦国期に発生した中間狼藉に関する相論の個別実証も必須である。特に六角氏と三好氏は幕府と地理的に近い大名であり、分国法の内容も幕府法の影響を大いに受けていることが推測されよう。幕府における訴訟事例の分析が、二つの戦国大名による中間狼藉法を評価する上で有効と

なる。

そこで、本稿では將軍義輝期の御前沙汰において審議された清水寺山相論を検討素材とし、当時の中間狼藉法の運用実態や大名の認識の一端を示すこととしたい。本相論は、山城国清水寺山をめぐる争っていた本国寺と清水寺成就院による訴訟であり、本国寺の檀那であった三好家臣の松永久秀が介入したことで知られる。本国寺を勝訴に導くために、久秀が採った行動が、成就院による「中間狼藉」を幕府に進言することであった。

これまでの研究では、清水寺山相論における久秀の立ち位置、および介入に伴う〈足利—三好〉関係への影響について論じられてきた^③。天野忠幸氏は、久秀の立場を三好氏権力の一員であり、義輝に対して強圧的に接していたとする^④。訴訟の際に発給される幕府奉行人奉書においては、義輝の意向が必ずしも反映されず、三好氏（久秀）の意向が反映されていたことを指摘し、清水寺山相論をその一例として検討している。また村井祐樹氏は、清水寺山相論における久秀の行為に対し、幕府は「追認せざるを得ない状況であった」と指摘している^⑤。

一方で木下昌規氏は、幕府奉行人奉書のすべてが三好氏や久秀の意向を反映したものではないとして、天野説に疑問を呈している^⑥。清水寺山相論については、久秀が本国寺の檀越であった点から、久秀個人の介入とも位置付けており、ほかにも自身の進言を「恣意的に」義輝

に伝達する奉行人（進士晴舎など）に対する不満を募らせていた点を指摘する⁽⁷⁾。また山田康弘氏も、久秀が義輝に三度訴願したが、義輝側が要求をのまなかったために、やむなく成就院に圧力を加えて自主的に敗訴を認めさせたとしており、三好氏や久秀の意向に屈しない義輝像を指摘している⁽⁸⁾。

天野・村井・木下・山田の四氏の説において、清水寺山相論は、幕府内における久秀の立場を論じるための傍証となっている。そのため、久秀が幕府に「中間狼藉」を進言したことについては注目しておらず、訴訟への影響については評価されていない。しかし、後述するように、この訴訟の争点は、最終的に成就院による中間狼藉の是非となっている。中間狼藉の発生が幕府の訴訟手続にも影響を与えていた点を踏まえるならば、幕府奉行人の動きにも影響があると推測される。木下氏が指摘する久秀と幕府奉行人との関係についても、進言を踏まえて評価する必要がある。

一方で、久秀の進言に対する評価を下したのが、田中信司氏である。田中氏は、久秀の進言について、幕府の「体制や秩序を維持する志向性があった」ためだと指摘する⁽⁹⁾。久秀による進言に注目した点は、これまで挙げてきた研究とは異なる点である。しかし田中氏も、久秀の進言が訴訟に与えた影響については論じられていない。久秀による進言を中心に、相論そのものの経緯・位置づけを再検討する必要がある。

以上の問題点を踏まえ、本稿では以下のように進める。第一章では、久秀が幕府に進言するまでの経緯を検討し、進言したタイミングやその内容、幕府の初期対応について明らかにする。第二章では、相論が決着するまでの経緯を取り上げ、久秀の進言による訴訟への影響力や進言できた背景について検討し、清水寺山相論からみえる中間狼

藉法の性格について評価したい。

第一章 相論の発端と幕府の初期対応

本章では訴訟経緯のうち、その発端や幕府における初期対応について検討する。特に、審議において中間狼藉が相論の争点として登場するタイミングに注目したい。

第一節 「中間狼藉」の登場

相論の発端を考えるうえで、まず次の史料を挙げる。

【史料1】（永祿六年、一五六三）四月三日清水寺成就院本願手日記案

（端裏書）
「手日記之案文」

手日記

- 一、当山之儀、都之蓬萊^三、少もあせ候へ者、洛中之為^三衰微^二之由、依^レ成^二宣旨^一、為^二上意^一。惣山^一於^レ被^レ對、對^二当院^一以^二南都補任之旨^一、被^レ成^二御下知^一、數代はやし置、於^二当山林^一者、下草以下迄も、堅致^二防御^一候事、
- 一、清閑寺^与当山之境目^ニ本國寺之石塔在^レ之、彼寺僧以下之石塔、当山へたて入られ候、墓之事候間、用捨申來候、彼墓守毎年山廻^仁案内申、其時儀候て、掃除をも仕候処、只今山木可^レ被^二進退^一之由、事新被^レ申事候、惣別当山^ニ諸宗之墓雖^レ多、曾無^二其例^一事、
- 一、先年本國寺上人之葬礼、当山へありたき由候つれ共、同心不^レ申候処、久我殿為^二御使^一、竹内宮内少輔殿度々御出候て、

種々御懇望之間、為_二此方_一木枝をほらい、可_レ被_二葬礼_一旨申候
 処、御祝着之趣、自_二久我殿_一被_レ成_二御書_一候、其上当時
 為_二勅願所_一、帶_二御代々御下知_一、異_二于他_一儀候、此旨被_二
 聞召分_一、被_二仰付_一候者、可_二忝存_一候、

清水寺 成就院

(永禄六年)
 四月三日 本願

【史料1】は、清水寺山相論の発端について記された成就院側の史料である。この史料の第二条には、これまでの本国寺と清水寺山の関係性について記載されている。「只今山木(中略)事新被_レ申事候」という文言から、本国寺が清水寺山の保有権を主張して幕府に訴えており、これが相論の発端とみられる。【史料1】のちに出されたのが、次に示す久秀の書状案である。

【史料2】(永禄六年) 七月五日松永久秀書状案(傍線は筆者による加筆、以下同様)

本国寺_与被_二申結_一山之儀、今度理不尽被_二伐採_一之由、如何候
 哉、中間狼藉、近比不_レ可_レ然御所行候、依_二御返事_一、一途可_二
 申付_一候、恐々謹言、

松永弾正少弼

七月五日 久秀判

清水寺

成就院

床下

(見返シ奥書)
 「霜台御折紙案(永禄六 七月五日)」^①

「本国寺_与被_二申結_一山之儀」とは、成就院と本国寺による相論以前のとりきめを指す。今回とりきめを破つて成就院が伐採したことについて、久秀が「中間狼藉」だと非難している。【史料2】以前に、成就院による「伐採」が行われており、その行為が「中間狼藉」に該当するというのが久秀の訴えである。その後、【史料2】に対する返信が成就院から久秀に出されている。

【史料3】(永禄六年) 七月八日清水寺成就院本願書状

(端裏書)
 「山林事 霜台へ御返事之案(永禄六 七月八日)」

御折紙之趣、拝見仕候、仍今度為_二上意_一当寺山木御用之由候
 て、縁阿御大工_於被_二相具_一御越候て、可_レ然材木御所望之由、被_二
 仰出_一候条、以_二先々御下知旨_一、迷惑之通申上候処、此度儀者、
 兎角申上候て者、御気色不_レ可_レ然之旨、彼_二両人_一堅承候間、其
 上者不_レ及_二是非_一之由申候、則両人山中へ被_レ入、こくいを被_レ
 打、袖を被_レ入被_二引破_一、以_二近郷之人夫_一、可_レ被_レ取之由候
 間、其段ハ何様ニも御座候へ、乍_レ去山内へハ他郷之人夫入候へ
 ハ、山もあせ如何と存、御ことハリを申上、谷迄此方之衆出申
 候、拙者非_二如在_一之儀候、於_二様体_一者、縁阿具可_レ為_二存知_一候
 条、可_レ被_レ成_二御尋_一候哉、可_レ然様、預_二御分別_一候者、忝可_レ令
 存候、恐惶謹言、

七月八日 本願

松永弾正少弼殿_参 人々御中

貴報_②

成就院によると、伐採を行ったのは「上意(＝足利義輝からの命令)

として」だとする。このことについて、自身はあくまでも「上意」に従っただけで、かつ伐採には関与していない（実際に伐採を主導したのは縁阿）ため、中間狼藉ではないと訴えている。ここに、清水寺山の伐採への認識について、「中間狼藉」だとする久秀と、「上意」であったとする成就院、という対立構図が生じていることがわかる。

成就院による反論を受けた久秀だが、今度は幕府法廷に持ち込み、成就院の中間狼藉を訴えた。これが次の【史料4】である。

【史料4】（永禄六年）七月二十日松永久秀書状案

本国寺（足利義輝）与清水寺成就院被_レ申結_一山之儀、自_レ公方様（恒）へ清水寺へ材木之儀被_レ仰出_一、於_レ進上_一者、無_レ申事_一、自分山馳走可_レ被_レ申之処、寄_レ事於左右_一、相論之山、以_レ次きらせられ候様_一仕成候事、中間狼藉、言語道断之次第候、上等_レ被_レ知召_一之儀候、仕様沙汰之限候条、彼山之儀、本国寺へ安堵之御下知を被_レ成候様、御取成所_レ仰候、委曲申_レ含松田一兵衛尉_一候、恐々謹言、

松少

（永禄六年）
七月廿日

久秀判

進作（進上明彦）

御宿所

「霜台進作へ御折紙案（永禄六 七月廿日）」^③

義輝の右筆であった進士晴舎に宛てたものである。「公方」分の材木を伐採するのは問題ないものの、さらに清水寺山の伐採を行うことは、「中間狼藉」であると非難し、論所を本国寺に安堵することを求

め、家臣松田一兵衛尉を送り込んでいる。松田は久秀の家臣で、本国寺と久秀を取り持つ存在であった^④。この点からも、久秀が積極的に訴訟に関与しようとする姿勢が窺える。【史料2】【史料3】では、あくまで当事者間の認識の違いで留まっていた問題が、久秀が幕府に進言したことで、訴訟の争点となったのである。以後、清水寺山相論の審理は、成就院の中間狼藉の是非をめぐる進むことになる。

第二節 「中間狼藉」に対する幕府の姿勢

【史料4】が晴舎に届けられたあと、成就院も幕府奉行人の大館晴忠に次の書状を宛てている。

【史料5】（永禄六年）七月二三日清水寺成就院本願書状案

「山林事 大館与州へ書状案（永禄六 七月廿三日）」
（端裏書）
霜台折紙被_レ見下一候、畏存候、仍当寺山木御用之由候而、為_レ縁阿御使_一、可_レ然材木可_レ致_レ進上_一之由、被_レ仰出_一候条、以_レ先々御下知旨_一、迷惑之通申上候処、此度之儀者、兎角申上候而者、御気色不_レ可_レ然之旨被_レ申之間、其上者不_レ及_レ是非_一之由申処、山中へ被_レ越、則被_レ伐、以_レ近郷之人夫_一、可_レ被_レ取之由候間、其段者如何様_一御座候へ、山中へ他郷之人夫入候へ者、山内もあせ、如何存候間、更拙者非_レ如在_一候、於_レ様体_一者、縁阿具可_レ為_レ存知_一候条、被_レ成_レ御尋_一可_レ被_レ仰付_一候、然_レ中間狼藉由承候、被_レ成_レ御下知_一、於_レ被_レ押置_一者、可_レ及_レ其御沙汰_一候哉、聊左様之儀無_レ御座_一候処、如_レ此被_レ申上_一段、迷惑仕候、幾重も為_レ上意_一有様於_レ被_レ仰出_一者、忝可_レ畏存_一候、此等之趣、可_レ然様御披露所_レ仰候、恐惶謹言、

七月廿三日
大館伊予守殿¹⁵⁾

本願

久秀が晴舎に宛てた折紙は、訴状当事者である成就院にも届けられていた。それを見た成就院が、伐採に関する自身の見解について記し、晴忠に送ったのだろう。この書状案から、清水寺山相論における成就院側の担当奉行が晴忠だったことがわかる。

さて、【史料5】の内容だが、成就院側が伐採したのは幕府の意向であったことを告げ、中間狼藉の咎は該当しないことを改めて強調している。また、「然^三中間狼藉由承候（中略）無^二御座^一候処」の箇所から、清水寺山の繫属が行われていないことを明記している。そして中間狼藉を訴えられるのは妥当ではないとし、これらの旨を義輝に「御披露」するよう求めている。つまり成就院の認識では、伐採当時、論所は幕府法廷に繫属されていなかったのである。

問題は、伐採時に清水寺山が幕府法廷へ繫属されていたか否か、という点である。ここで【史料2】に注目したい。「本国寺^与被^二申結^一山之儀」という文言から、清水寺と本国寺の訴訟は既に「申結」んでいた、という。今谷明氏によると、「申結ぶ」は室町期において「訴訟や審理を意味する常用語」であった。¹⁶⁾ この指摘をふまえると、清水寺と本国寺の訴訟は、【史料2】時点で既に審理が行われていたといえるだろう。つまり、清水寺山は幕府法廷に繫属されており、その後実施された伐採（ただし「公方」分を除く）に対して、久秀が「中間狼藉」として主張したのである。

さて、その後【史料4】に対し、晴舎が久秀に返書した。それが次の【史料6】である。

【史料6】（永祿六年）七月二十九日進士晴舎奉書案

〔端裏書〕
「右筆方案文 七月廿九日」

右筆方被^レ申趣者、本国寺^与清水寺成就院相論山事、今度為^二上意^一、被^レ伐^二山木^一処、中間狼藉旨、貴所御一札^并成就院注申趣披見之処、至^三本国寺^一者、不^レ能^二是非之言上^一、所詮被^レ相^二定^一双方奉行人^一、可^レ在様被^レ遂^三糺明^一者、中間狼藉有無等可^二相聞^一哉由、各被^レ申候、此旨^レ得心得可^レ申由、被^二仰出^一候、

（永祿六年）
七月廿九日

（進士晴舎）
晴舎

松少^{（松永久秀まいる）} 書状之案文¹⁷⁾

成就院の行動が「中間狼藉」か否か、双方の「奉行人」から事情を聞き、その有無を明らかにする旨が記されている。ここでは、真偽の確認を行うという幕府の方針を久秀に通達している。戦国期の幕府法廷では、中間狼藉に関する報告を受けたのち、その真偽を確認するという方針を採っていた。¹⁸⁾ 久秀の進言をすぐには受け入れず、幕府内で審議を行うという意思表示を行った書状として評価できる。

本章では、久秀が幕府に進言した直後までの相論の経緯について、史料上に「中間狼藉」が登場する場面、および成就院や幕府の対応を踏まえながら検討した。久秀による進言は、審理がある程度進展している段階で行われた。このことを鑑みると、成就院に対抗する手段として、同時期に実施された伐採を「中間狼藉」として幕府に進言したのである。

一方、報告を受けた晴舎ら奉行人は、中間狼藉の実否を明らかにするスタンスを表明した。これは戦国期以降の幕府法廷において、中間狼藉の事案に対し、審理方針を忠実に実行しようとする奉行人の姿が

反映されたといえよう。

第二章 清水寺山相論からみえる幕府内秩序と 中間狼藉法

前章において検討した【史料6】によって、幕府法廷において、正式に中間狼藉の是非について議論する機運となった。本章では、相論が決着するまでの動向について、久秀が進言した背景や訴訟への影響を踏まえて検討する。

第一節 「中間狼藉」の有無をめぐって

本節では、清水寺山相論の経過について、進言の影響を踏まえながら検討する。【史料6】により、幕府の意向を聞いた久秀は、次の書状を出した。

【史料7】（永禄六年）八月六日松永久秀書状案

〔端裏書〕
「霜台一書之案（永禄六 八月六日）」

今度清水成就院・本国寺相論之山木、号_三上意御所望_一、伐申_二付而、両度以_三使札_一雖_二申候_一、御返事同前之条、重而粗愚意以_二一書_一申入候、

一、先書_二も申入候、縦縁阿相論之段、依_レ無_三案内_一、伐可_レ申由候共、従_二成就院_一者、相論之山木きららせ申候者、寄_二事於左_一右_一、伐申様_二候て、如何候条無_二申事_一、山木進上可_レ申之由可_レ有_レ之処、公儀無体をさせられ候様仕成、殊 上へハ三本進上申由候_二数多伐取_一、遂_二宿意_一候条、謀略之咎不_レ被_レ戒者、

向後弥不_レ可_レ有_三正体_一事、

一、成就院・本国寺_与申結儀無_レ之由候歟、太以曲事候、先年申結之段、無_三其隱_一事候、殊自_二拙者_一以_三両使_一上民_・貴所_へ度々申届候、定不_レ可_レ有_二御失念_一候間、委不_レ及_レ申候、如_レ此_一輕_二上意_一、恣申様、言語道断次第、其咎可_レ有_レ之事、

一、相論之山きららせ申段、中間狼藉之由申候処、以_二御下知_一不_レ被_レ押之条、不_レ可_レ為_二中間狼藉_一之由候、既相論之山木数多伐申時者、其科難_レ逃事、所詮、於_二成就院_一者、被_レ成_二相当_一之御成敗_一、至_二本国寺_一者、被_レ成_二下安堵_一之御下知_一者、外聞可_レ為_二珍重_一候、能々御執成専_一候、

八月六日¹⁹⁾

【史料7】は宛所を欠くが、「先書_二も申入_一」れていることから、晴舍宛のものである。ここでは第二・三条に注目したい。第二条について、木下氏は成就院と本国寺の間で昨年「申結」んでいたことを明記しており、それでもなお審議を続ける行為を非難し、審議の中止を求めたとしている²⁰⁾。久秀の主張が実際該当したのかは定かではないが、奉行人らの姿勢が、久秀の進言の原因となっていた点は窺えよう。第三条においても、既に「相論之山」の木を多く伐採しており、成就院は「其科（＝中間狼藉の罪科）」を逃れられないという久秀の主張が記されている。つまり、審議を続けようとする奉行人らの姿が、久秀にとって中間狼藉法を訴える要因となっていたのである。

【史料7】は、【史料4】と同様に晴舎から成就院へと送られた。これをうけて、成就院は再び幕府に書状を提出している。

【史料8】（永祿六年）八月九日清水寺成就院本願書状案

〔端裏書〕

「言上 一書之案（永祿六 八月九日）」

松永霜台一書被_レ見下一候、忝存候、從_レ本國寺、存分可_レ被_レ申上_レ之処、自_レ多門_レ之言上、一段致_レ迷惑_レ候、雖_レ然此方無_レ謂之旨、以_レ一書_レ言上仕候、

一、今度為_レ上意_レ山木被_レ伐候時、本國寺_レ相論之山之由、御ことハリ不_レ申上_レ之段、曲事之由被_レ申上_レ候歟、当寺儀、為_レ勅願所_レ帶_レ數通御下知_レ、至_レ境内山林_レ自_レ往古_レ無_レ他妨_レ、致_レ進退_レ候条、不_レ能_レ言上_レ候、或被_レ押置_レ、或及_レ數度_レ申結所、御ことハリ不_レ申上_レ者、曲事_レ可_レ成申_レ歟、当知行之儀候条、更非_レ私曲_レ事、

一、御用木兩度_レ六本、縁阿被_レ伐自_レ山可_レ出之由被_レ申間、出申候、遂_レ宿意_レ之樣言上_レ之段、迷惑_レ不_レ過_レ之候、更無_レ其覺悟_レ候、御用木事、御橋之板前三本被_レ召候処、ねた木_{（根本）}たり不_レ申付_レ而、重而_レ三本被_レ伐候条、為_レ上意被_レ仰付_レ之趣、縁阿_レ御大工可_レ為_レ存知_レ之儀候間、少も私曲構申儀無_レ之候事、

一、相論之山きらせ申段、中間狼藉由候、其趣先度如_レ申上_レ候_レ、更無_レ私曲_レ候、

一、当山之内_レ雖_レ有_レ諸宗之墓_レ、至_レ山木以下_レ者、一切無_レ其煩_レ候、毎年彼墓守迄も此方之山廻_レ案内申、有_レ其礼儀_レ掃除仕候事、

一、彼墓所山木此方進退弥無_レ紛子細者、先年本國寺葬礼所事、雖_レ種々懇望候_レ、同心不_レ申候処、從_レ久我殿様_レ竹内三位殿為_レ御使_レ蒙_レ仰候間、自_レ此方_レ少々木_{（お）}伐枝_{（お）}私申候処、御祝着之旨被_レ成_レ御書_レ、同三位殿書状_レ本國寺行事折紙等在_レ之事、

右趣可_レ然之様、預_レ御披露_レ候者、忝可_レ奉_レ存候、

八月九日^②

五つの一つ書きで自身の主張を展開しているが、内容としては次の二つに分けられる。一つは、本國寺との訴訟に対する自身の正当性についてであり、主に第一・四・五条が該当する。第一条では、勅願所となつてゐること（由緒の問題）などを挙げ、既に係争地は「当知行」（清水寺）であるとする。また、第四条では論所である清水寺山の墓について、第五条では伐採を行つた前例についてそれぞれ提示し、相論以前の論所の状態について述べている。第四・五条は、【史料1】の第二・三条にも記されている内容であり、本来解決済みとされた訴訟における自身の主張を再び提示している。

もう一つは「中間狼藉」に対する反論であり、第二・三条が該当する。第二条では、伐採に至つた経緯を記しており、【史料5】と同様に、「上意」によつて実施されたことを主張する。第三条においても、「先度（＝【史料5】）」で述べた通りであり、「中間狼藉」ではない旨を記している。

【史料5】と比較すると、係争地は繫属されておらず、また、材木伐採は幕府による命令であるため、中間狼藉に該当しないという主張を成就院は維持していることがわかる。特に「上意」という文言が現れていることから、成就院は伐採の事実を認めながらも、自身の正当性を繰り返して訴えていたことが窺える。

第二節 清水寺山相論における「中間狼藉」

ここまでの訴訟経緯を見る限り、清水寺山相論は前年までに解決済みであり、その上で久秀による進言が行われている。【史料7】第二

条にみられるように、審議を延ばそうとする（あるいはそうみられても仕方なかった）晴舎ら奉行人にも原因があったが、訴訟の当初から久秀がそのことを主張していたわけではない。では、なぜ久秀は中間狼藉法の適用を進言できたのだろうか。

この問題を考えるにあたって、いま一度中間狼藉に対する成就院の反論について整理しておこう。成就院の主張としては、伐採時に論所が幕府に繫属されていなかったこと、伐採そのものは幕府の要請によるものであり、正当な理由があることが【史料5】【史料8】において挙げられている。つまり、審議中か否かについては触れておらず、あくまで論所の現状について述べている。

論所は繫属されると、訴訟当事者らの手から離れ、法廷の中に置かれる状態になる。室町幕府においては、史料上「置²²所務於中」と表現され、論所の繫属を伝える奉行人奉書が出されていた。²³この状態の論所に手出しをすることを「中間狼藉」と呼び、中間狼藉法が適用される。ただし、「所務を中に置く」手続が行われても、訴訟当事者である知行主に論所の知行を認めているケースは多々ある。²⁴清水寺山相論においても、形式上「所務を中に置く」手続が実施された一方、依然として清水寺が論所を知行していたとみるべきである。この状況下で、幕府の依頼を受けた成就院が材木伐採を実施し、その行為を問題視した久秀が「中間狼藉」を訴えたのである。

成就院の主張では、久秀に「中間狼藉」とみなされている伐採行為は、幕府からの要請だとする。これは幕府からの要請という正当性を主張することで、幕府への手出しには該当しない、つまり「中間狼藉」ではないことを示しているのである。逆に久秀は、伐採行為を繫属元である幕府への手出しとみなして繰り返し訴えていた、ということになる。成就院と久秀は、ともに「審議中に起きた狼藉」ではな

く、「審議を行う幕府への狼藉」として「中間狼藉」を捉え、議論を続けていたのである。

笠松宏至氏は、中世の「中間」は時間的なものではなく、物事が中途半端な状態であることとして空間的に捉えている。²⁵では、笠松氏の指摘を踏まえると、「中間狼藉」はどのような意味になるだろうか。ここでの「中途半端な状態」にある対象は、法廷によって「所務を中に置かれた」論所に他ならない。「所務が中に置かれた」論所は、訴訟当事者の手から離れているため、文字通り「中途半端な状態」となるためである。「中間狼藉」は「中途半端な状態にある論所への手出し」という意味となる。また論所を「中途半端な状態」に至らしめたのは、中に置かれた法廷ということになる。ゆえに、論所への手出しは、中に置く法廷に対する手出しをも意味するのである。

清水寺山相論の場合、論所は幕府の中に置かれたため、中間狼藉を行うことは、幕府への手出しも意味した。久秀はこの点に注目し、成就院の伐採行為を「中間狼藉」として幕府に進言したのである。成就院もこの点を理解しており、伐採を「上意」だと主張することで、中間狼藉法の適用から逃れようとしたのである。

また、木下氏の指摘のごとく、不必要に審議を続けようとする晴舎ら奉行人らの姿勢にも原因があった。²⁶審議を続けることは、論所の繫属状態が解除されないことを意味するためである。そのため、繫属中に行われた成就院の伐採行為は、「中間狼藉」に該当すると久秀によって判断された。久秀は、論所の繫属が解除されない要因を、奉行人の姿勢に見出し、【史料7】において、中間狼藉法を訴えるだけでなく、奉行人らを非難している。「幕府への手出し」「奉行人らの姿勢」という二つの要因によって、久秀の進言を実現したのである。幕府秩序・体制の維持を志向したとする田中氏の指摘にも重なる部分が

ある。²⁶⁾

ただし、審理状況の如何にかかわらず、御前沙汰に関与できない久秀の行為は、義輝や奉行人らにとっては受け入れがたいものであった。久秀の進言は「内訴」(後掲【史料13】)として認識されている。本国寺の檀那であった点も踏まえると、久秀の進言は、個人的事情による行為として捉えられよう。²⁷⁾ 審議を続けようとする奉行人らの姿勢にも問題はあったが、久秀の行為は中間狼藉法を応用することによって実現したものであり、幕府にとって肯定できるものではなかった。法の応用という点においては、本相論の久秀は、幕府の秩序維持を志向した存在ではないといえる。

第三節 幕府による審議と相論の決着

久秀と成就院の間で主張の対立が続くなか、晴舎ら奉公人らによって次の意見状が提出されている。

【史料9】永祿六年八月十七日室町幕府奉行人意見状案

(端裏書)
「右筆方重被_レ申趣之案文(永祿六 八月十七日)」

重被_二尋下_一、本国寺_与清水寺成就院本願相論山木事、松永彈正少弼久秀一札_并一書等披見畢、先度如_三言上_二可_レ被_三糺決_二段、今以同前、爰重久秀一書被_二見下_一、本願被_レ答上者、又不_レ及_三其返答_一、以_二内々_一被_二取合_一儀不_レ可_レ然、所詮有様於_レ可_レ被_レ遂_三御糺明_一者、中間狼藉有無以下、可_三相聞_一哉之由、各申_レ之矣、
永祿六年八月十七日²⁸⁾

本国寺と成就院双方から事情を聞いたうえで、「中間狼藉」の有無

を判断する旨を述べている。また「爰重久秀(中略)不_レ及_三其返答_一、」という文言から、久秀の書状に対しては、成就院が対応したため、返信しなかったことを記している。ここでは、久秀の進言は聞いたものの、あくまで直接関与はさせないという、晴舎ら奉行人側の方針が窺えよう。その後宣言通り、御前沙汰において中間狼藉を議題とする審理が開催された。

【史料10】(永祿六年)十月三日進士晴舎奉書案

(端裏書)
「進士美作守殿 案文(十月三日)」

就_三清水寺山之儀_一、從_二本国寺_一被_二申上_一候通、度々御申之趣、致_二披露_一候処、彼山之儀可_レ被_レ見段、幸奉行人在_レ之間、左右方以_二奉行入_一被_二申上_一、被_レ遂_二御糺明之淵底_一、以_二其上_一山已下をも被_レ見、憲法_二被_二仰付_一、可_レ然雖_下被_二思食_一候上、御申之儀候条、山之儀被_レ見、被_レ差_三下_二絵図_一候、双方以_二奉行_一不_二申上_一儀候間、竹内三位殿侍一人、大館伊予守_并縁阿・歳阿、我等者被_二差遣_一、被_レ見如_レ此候、松田一兵衛尉も被_二罷出_一候、於_二此儀_一、幾重御申候共、被_レ加_三御糺明_一、以_二有様之上_一、可_レ被_二仰付_一、然者双方之儀難_レ有_二御裁許_一由候、右之趣、如何と被_レ存候者、天下之ほうへん無_レ之様、以_二御分別_一、可_レ被_二申付_一哉由、得_二其意_一可_レ申旨被_二仰出_一候、²⁹⁾

参加者として、大館晴忠、縁阿、歳阿、「竹内三位(季治)殿侍」、松田が名前に挙げられている。縁阿は清水寺山の木を切った張本人として、度々史料上に登場している。また季治は久我家の使者として、木の所望を願い出た経緯があることが【史料1】において記されてお

り、「殿侍」が季治の代わりに出席している。おそらく清水寺と本国寺の関係、および伐採の実情などを聴取するために、縁阿や松田が審理の場に参加したのだろう。奉行人の披露だけでなく、伐採の関係者への聴取も含んだ審理が実施されたのである。

さて調査の結果だが、双方の主張は「難^レ有^二御裁許^一」と判断され、「天下のほうへん」が悪くならないよう、公平な判決を下すよう指示が出された。「得^二其意^一（中略）被^二仰出^一候」の文言から、指示を出したのは義輝である。つまり中間狼藉の有無について、結論がでなかつたのである。この結論に対し、久秀と成就院はそれぞれどのような反応を見せたのだろうか。

【史料1-1】（永禄六年）十月三日松永久秀書状案

就^二本国寺墓所山木儀^一、清水成就院曲事之趣、及^二数度^一雖^二申上^一、不^レ被^二聞食分^一様御気色有^レ之趣、併内々以御取合故歟、失^二面目^一存候条、雖^レ為^二幾重^一、清水本願曲事之段、達而可^二申上^一覚悟事、從^レ是下繁略^レ之、

十月三日

久秀在判³⁰

【史料1-1】について、村井氏は幕府に宛てたとするが、本相論における久秀と幕府の書状の往還を考えると、おそらく晴舎宛だろう³¹。ここでは久秀が晴舎に対し、今後も中間狼藉を訴え続ける旨を記している。これは【史料7】第二条にある晴舎への不満にも通ずる部分である。【史料1-0】と同日付けであるため、【史料1-1】を受けて出されたものとは考えにくい。ただ、直前に行われた審理結果をうけて、久秀が作成したのは確かである。

次に成就院の反応をみていこう。次の【史料1-2】は、奉行人の治

部三郎左衛門尉（藤道）に宛てた書状案である。

【史料1-2】（永禄六年）十月十三日清水寺成就院本願書状案

「山林事^{（端裏書）} 治部三郎左衛門尉殿へ書状之案（永禄六 十月十三日）」

就^二当山林内^一自^二本国寺^一無^レ故可^レ被^二存知^一之由言上、可^レ被^レ遂^二御糺明^一旨候条、彼訴状可^二写申^一之由、以^二使者^一令^レ申候^{（松久巻）} 処、自^二霜台^一之言上、驚存候、本国寺訴訟之儀候間、自^二彼寺^一於^レ被^二申上^一者、返答可^レ仕候、久秀へ対申可^レ及^二訴訟^一之段、不^レ致^二分別^一、迷惑仕候条、番申儀御座有間敷候、次今度御用木之段者、為^二上意^一被^二召置^一儀候条、有様之趣、被^二仰出^一候者、忝可^レ存候、此等之旨、宜^レ預^二御披露^一候、恐惶謹言、

十月十三日 本願

治部三郎左衛門尉殿³²

「自^二霜台^一文言上、驚存候」という文言から、本来なら本国寺の「訴状」が出てくる場面において、久秀の主張が出てきたことに驚いたと感想を述べている。また久秀が対決の場に出てくる可能性についても困惑している様子が窺える。七月以降積極的に活動する久秀を訴訟当事者として捉えており、率直な心境を綴っている史料である。その後、成就院が最終的に訴えを取り下げたため、本国寺に論所は宛われることとなった。そのことを記したが、次の奉行人連署奉書案である。

【史料13】永祿六年十月二十四日室町幕府奉行人連署奉書案

当寺墓所山事、今度被_レ相_レ懸用木_一刻、清水寺本願成就院就_下剪_一通彼山木_一否、并木数多少以下儀上、松永彈正少弼久秀条々申_三子細_一之間、被_レ訪_三右筆方_一異見之處、内訴不_レ可_レ然、有様可_レ被_二札明_一之旨依_レ申_レ之、雖_レ被_レ仰_三出_一之、本願不_レ可_レ致_レ對_三論久秀_一趣、捧_二一行_一、頗自由、既從_二内々_一兩方載_三紙面_一言上候、今更争可_レ及_二異議_一哉之段、重各雖_レ令_三評判_一、猶以同篇之旨者、無_二是非_一者歟、所詮、則久秀任_三執申旨_一、可_レ被_二進止_一由、所_レ被_二仰下_一也、仍執達如_レ件、

永祿六年十月廿四日

散位判

(飯尾貞広)
前加賀守判

本国寺雜掌⁽³³⁾

久秀の関与は「松永彈正少弼久秀条々申_三子細_一之間」「則久秀任_三執申旨_一」という形で現れている。ここに現れる内容は、久秀が成就院による「中間狼藉」を進言したことである。ただしそのことについては明記せず、久秀の関与のみ記す形式を採用している。

清水寺山相論は、成就院による訴えの取り下げによって決着したが、この点について、天野氏は成就院が久秀に恐れをなしたために、訴えを取り下げたとしている⁽³⁴⁾。確かに久秀との直接対論を実施する可能性が浮上したのちに、成就院が訴えを取り下げたが、その原因は奉行人らが中間狼藉の有無を証明できなかったためであった。伐採を幕府の命令によるものとする成就院にとって、奉行人が中間狼藉の有無を証明できない以上、自身の反論材料が無くなったのも同然であった。

【史料11】からは、直接対論においても久秀が中間狼藉法の適用

を強調する可能性が高く、そのことは【史料12】時点で成就院も把握していた。【史料8】の第一・四・五条でみたように、成就院側も、由緒の問題など、主張できる論拠は幾つか残されていた。それでも訴えを取り下げた背景には、証文よりも中間狼藉法の方が優先される状況があったことが推察される。奉行人らが中間狼藉の有無を証明できない以上、久秀の主張に反論できないと成就院は判断し、訴えを取り下げたのである。この点を踏まえると、成就院が恐怖していたのは久秀個人ではなく、久秀が執拗に中間狼藉法の適用を主張する状況にあったといえよう。

本章では、相論が決着するまでの経緯について、中間狼藉法に対する久秀の認識や審理への影響などを中心に検討した。久秀の認識としては、以下のようにまとめられよう。すなわち、「訴訟中の係争地は法廷の中に置かれた状態であり、訴訟当事者は如何なる事情であれ手出し不可である。係争地への手出しは、中に置かれた法廷への手出しと同然であり、確認できた時点で中間狼藉を訴えることが可能であった。」と。この認識のもとで、久秀は本相論における係争地の現状を判断し、法を応用することで訴えた。成就院もまた、この認識を理解していたため、伐採を幕府の命令（上意）であったことを主張し続けたのである。

一方で、晴舎ら奉行人はあくまでも中立な立場からの審理を行うスタンスを採っており、久秀や成就院が参加しない審理を実施している。その審理は、縁阿など伐採に関係した人物などが参加していた点、また絵図の作成を行っていた点から、中間狼藉の有無にかかわるものであり、戦国期幕府で行われていたプロセスに忠実であった。

【史料13】において、成就院と久秀を対論させる可能性があったことから、幕府は一貫して中間狼藉の有無を問う姿勢を崩さなかった

のである。

最終的に、成就院に対して中間狼藉法は適用されなかった。これは幕府内における中間狼藉に対する議論が決着しなかったためであり、成就院の動向次第では、議論が継続される可能性も残されていた。しかし、久秀がさらに強調する可能性もまた残されていたことを意味している。この状況下において、成就院はやむなく訴えを取り下げることになったのである。

おわりに

本稿では、清水寺山相論における久秀の進言を中心に、当時の中間狼藉法に対する認識、および訴訟そのものへの影響について論じた。

では本相論において、久秀による「中間狼藉」の進言は、どのように位置づけられるのだろうか。天野氏・木下氏は幕府裁判への介入として捉えているが、村井氏は幕府への提訴だとみている。まずは、永禄年間の幕府における久秀の立場について確認した上で、久秀の進言について評価したい。

久秀は永禄三年（一五六〇）に幕府直臣格の御供衆に加えられ、これ以降、三好家臣としてではなく、幕臣としての行動も取るようになったとされている。⁽³⁵⁾ 永禄五年におきた、富墓荘の年貢納入を巡る北野松梅院と曼殊院の相論では、裁許した政所沙汰に非議があるとし、義輝が調査に乗り出そうとした。⁽³⁶⁾ しかしその場にいた久秀が意見し、義輝を制止しようとする。この時晴舎らは久秀に意見し、久秀もすぐさま反論した。これについて田中氏は、久秀の立場を晴舎らと同格であったと位置づけており、「幕臣として京都政局に臨」んでいた、と結論付けている。⁽³⁶⁾ 幕府に対する久秀の姿勢が、裁判において「執申」

が可能な存在になったといえよう。

では、清水寺山相論における久秀の立場はどのように評価できるだろうか。ここで、【史料12】【史料13】から窺える、久秀と成就院の対決の可能性について注目したい。当時の対決とは、訴訟当事者である訴人、論人の間で実施されるものであり、本来ならば久秀と成就院の間では発生しえないものである。しかし久秀と成就院が直接対決する可能性が示されている点を踏まえると、久秀もまた訴訟当事者として見做されていたといえる。つまり新たに久秀と成就院の間で、中間狼藉の真偽をめぐる相論が発生していた。【史料13】にある「内訴」という文言からも、審議中である成就院と本国寺の相論とは別に進められたのである。

既述の通り、久秀の進言は、個人的事情による「内訴」であった。確かに晴舎ら奉行人らの姿勢も問題であり、その是正を図ろうとした久秀の行為は、田中氏が指摘する、幕府秩序を重視する久秀像として評価できよう。しかし成就院の中間狼藉も、相論の現状を把握した久秀によって解釈された主張であり、中間狼藉法の応用によって実現している。久秀の進言は、幕府秩序を脅かす行為として評価すべきである。

では、進言に対応した晴舎ら奉行人らは、どのように評価できるだろうか。既述の通り、中間狼藉の訴えを聞いた幕府は、中間狼藉の進言を受けたあと、真偽の確認を行っていた。清水寺山相論においても、従来からの手順に則って対応しており、すぐに成就院を処罰することはなかった。特に伐採の関係者を交えての審理の実施など、中間狼藉の有無について調べる動きを採っていたことは、幕府の基本対応を裏付けるものである。本相論において、奉行人らは幕府秩序を守るための行動を採っており、義輝もその動きを容認していたといえる。

ただし、これはあくまで審理プロセスに対するものである。本来成就院と本国寺の間で行われていた訴訟においては、不必要に審議を続けようとする行為が見受けられ、久秀に進言される要因となった。清水寺山相論は、義輝政権の訴訟体制の問題点を示す一例であったといえる。

さて、今後の課題としては、分国法内における中間狼藉法との関連が挙げられる。中間狼藉法に対する久秀の認識は、当時の戦国大名やその家臣も保有していた認識の一端を示すものとして評価できる。この認識は、分国法内に盛り込まれた中間狼藉法にも反映されていたと思われる。

例えば六角氏式目二七条では、中間狼藉の真偽を確認することが規定されている。また直前の二六条では、「御押之奉書」を発給するタイミングについて言及されている。⁽³⁸⁾「御押之奉書」とは、係争地の繫属のために出される文書であり、幕府訴訟においても発給されていた。⁽⁴⁰⁾訴訟中における係争地の繫属についても言及されている点は、六角氏にとって、訴訟上重要な問題であったことを示唆している。

また、新加制式にある中間狼藉法にも、清水寺山相論の影響を想起させる文言がある。

【史料14】新加制式第四条

一、中間狼藉答事

右、理非之趣、被_レ遂_二淵底_一之処、其中間致_二狼藉_一之条、太以
濫吹也、於_二論所_一者、可_レ被_レ付_二訴人_一、但訴人無_レ理者、可_レ
有_二別御計_一者乎、⁽⁴¹⁾

こゝでは「中間狼藉」の表記に注目したい。事書においては「中間

狼藉」と表記されているのに対し、但書では「其中間致_二狼藉_一」と表記されている。特に「中間」は、笠松氏が指摘するが如く、「中途半端な状態」を指す文言である。清水寺山相論において重要視されていた「中間」が、同時期の分国法にも表記されていた点は興味深い。

新加制式は、阿波三好家臣の篠原長房が制定した分国法であり、久秀との直接の関係は見出せない。この点は六角氏も同様である。しかしながら、二つの分国法に「中間狼藉」の文言が登場した点は、戦国末期の畿内周辺において、中間狼藉に対する問題が浮上していたことを意味する。また条文の内容をみると、戦国末期において維持されていた幕府の方針（中間狼藉の真偽の確認）及び中間狼藉法に必要な条件（係争地の繫属）が規定されている。これらは清水寺山相論の審議や当事者間意識にも窺えた問題であり、新加制式や六角氏式目にも少なからず反映されたものとして評価できよう。

一方で、「中間狼藉」の文言がみられる分国法に対し、今川氏のように文言がみられない中間狼藉法の実例もある。幕府や他の戦国大名との運用面の差異、またその効力などを明らかにすることもまた、今後の課題となろう。

注

- (1) 石井良助『新版 中世武家不動産訴訟法の研究』（高志書院、二〇一八年、初版一九三八年）、拙稿「鎌倉期から南北朝における「中間狼藉」法運用の変容——法の効力の視点から」（『ヒストリア』三〇六号、二〇二四年）。
- (2) 若松和三郎『篠原長房』（原田印刷出版、一九八九年）、勝俣鎮夫「今川かな目録」の制定、「かな目録追加」と「訴訟条目」の制定」（『静岡県史通史編2 中世』一九九七年）、清水克行『戦国大名と分国法』（岩波書店、二〇一八年）。

- (3) なお、清水寺山相論の通史的研究としては、下坂守「本願と寺家」（清水寺史編纂委員会編『清水寺史 第一巻 通史（上）』法蔵館、二〇〇三年、二九

- 〇―二九一頁)が挙げられる。ただし、縁阿を久秀側の使者として判断するなど、解釈に誤りが見られるため、再検討を要する。
- (4) 天野忠幸「三好政権と將軍・天皇」(同『戦国期三好政権の研究』清文堂出版、二〇一〇年、初出二〇〇六年)。
- (5) 村井祐樹「松永彈正再考―京都におけるその権威」(同『中世史料との邂逅―室町・戦国・織豊期の文書と記録』思文閣出版、二〇二四年、初出二〇〇六年)一七〇頁参照。
- (6) 木下昌規「足利義輝政権の研究」(同編『足利義輝』戎光祥出版、二〇一八年)二〇―二二頁参照。
- (7) 木下昌規「足利義輝と三好一族―崩壊間際の室町幕府」(戎光祥出版、二〇二一年)二七〇―二七三頁参照。
- (8) 山田康弘「足利義輝・義昭―天下諸侍、御主に候」(ミネルヴァ書房、二〇一九年)一一二―一二三頁参照。
- (9) 田中信司「松永久秀と將軍足利義輝」(天野忠幸編『松永久秀―歪められた戦国の「梟雄」の実像』宮帯出版社、二〇一七年)八八頁参照。
- (10) 清水寺文書(末柄豊・村井祐樹編『音羽山清水寺中世文書』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二二―一、二〇二四年、一三九―①号、以後『清水』と略記する)。
- (11) 清水寺文書(『清水』一三九―②号、なお割書きは◇で記す)。
- (12) 清水寺文書(『清水』一三九―③号)。
- (13) 清水寺文書(『清水』一三九―④号)。
- (14) 清水寺山相論とは別に、本国寺が関わった訴訟において、「松田一兵衛尉上可被三仰聞二候、」とあり、久秀と本国寺を結ぶ役割を果たしていた(永禄七年)三月六日松永久秀書状(「本圀寺年譜」天野忠幸編『戦国遺文 三好氏編第二卷』東京堂出版、二〇一四年、九九二号、以後『戦三』と略記する)。
- (15) 清水寺文書(『清水』一三九―⑤号)。
- (16) 今谷明『室町幕府解体過程の研究』(岩波書店、一九八五年)四七九頁参照。
- (17) 清水寺文書(『清水』一三九―⑥号)。
- (18) たとえば、天文八年に起きた宇治三明寺相論では、論人の孝蔵主が論所への年貢催促を行った訴人(宇治大路経春)の行為を「中間狼藉」だとして訴え、経春がこれに反論する事態となった。このとき幕府は、双方からの報告を受けたうえで協議を実施し、論所の「百姓等」から聴取を行う方針を決定している。「披露事記録」天文八年四月二七日条(桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成 上』近藤出版社、一九八〇年)。
- (19) 清水寺文書(『清水』一三九―⑦号)。
- (20) 前掲注(7)木下著書、二七二頁参照。
- (21) 清水寺文書(『清水』一三九―⑧号)。
- (22) 前掲注(1)石井著書、九〇、三七六―三七七頁、および石崎建治「室町幕府奉行人奉書の内容的分析と室町幕府奉行人の性格―「置所務於中」の分析から」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要 哲学・史学編』別冊第一九集、一九九三年)一〇九頁参照。
- (23) 前掲注(1)石井著書、九〇、三七六―三七七頁参照。
- (24) 笠松宏至「中間・途中・中央―「思想の言葉」より」(同『中世人との対話』東京大学出版会、一九九七年、初出一九八四年、一一―一二頁参照)。
- (25) 前掲注(7)木下著書、二七二頁参照。
- (26) 前掲注(9)田中論文、八八頁参照。
- (27) 前掲注(7)木下著書、二七〇頁参照。
- (28) 清水寺文書(『清水』一三九―⑨号)。
- (29) 清水寺文書(『清水』一三九―⑩号)。
- (30) 「本圀寺年譜」(『戦三』九三四号)。
- (31) 前掲注(5)村井論文、一六九頁参照。
- (32) 清水寺文書(『清水』一三九―⑪号)。
- (33) 「公布録」(『戦三』参考八八号)。
- (34) 前掲注(4)天野論文、三六二頁参照。
- (35) 田中信司「松永久秀と京都政局」(木下昌規編『足利義輝』戎光祥出版、二〇一八年、初出二〇〇八年)。
- (36) なお、加賀国富墓莊相論の経緯については、前掲注(35)田中論文、および池田さやか「足利義輝期における室町幕府政所沙汰について―松梅院禪興と曼殊院覚如による相論を巡って」(『立命館史学』四二号、二〇二三年)参照。
- (37) 前掲注(35)田中論文、一〇四頁参照。
- (38) 佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世法制史料集第三卷 武家家法I』(岩波書店、一九六五年)二六四頁、以降『武家家法』と略記する。
- (39) 『武家家法』二六四頁。
- (40) 伊東和彦「戦国大名六角氏下の訴訟手続きについて―永禄年間保内・枝村紙荷相論を素材として」(新谷和之編『近江六角氏』戎光祥出版、二〇一五年、初出一九八六年)二五一―二五三頁参照。

(41) 『武家家法』二七八頁。

(本学大学院博士後期課程)

※本稿は、二〇二三年十一月二十六日に立命館史学会大会で報告した内容をもとに加筆・修正したものである。当日貴重なご意見を賜った参加者の皆様に厚く御礼申し上げます。また、令和六年度高梨学術奨励基金による研究助成の成果の一部である。